

選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書

2018年3月に内閣府が公表した世論調査では、夫婦が同姓も別姓も選べる、選択的夫婦別姓制度の導入に賛成・容認と答えた国民は66.9%となり、反対の29.3%を大きく上回りました。特に多くの人が初婚を迎える30～39歳における賛成・容認の割合は84.4%にのぼります。

1996年3月26日に法制審議会が民法改正を答申してから23年が経過しましたが、未だ選択的夫婦別姓制度を導入する法改正の見通しは立っていません。最高裁判所は2015年12月16日に、夫婦同姓規定を合憲とする一方、「選択肢が設けられていないことの不合理」については裁判で見出すことは困難とした上で、「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」と、民法の見直しを国会に委ねました。しかし、3年以上にわたって議論が進まないために、2018年には選択的夫婦別姓を求める裁判が4件も提起されています。

平均初婚年齢が30歳前後の現代においては、婚姻前に個人名で信用・実績・資産を築く人が増えています。改姓によって、これまで築き上げたキャリアに分断が生じる例や、法的根拠のない旧姓の使用で不利益・混乱が生じる例は多く、それを避けるために結婚を諦める人、事実婚を選ばざるを得ない人が一定数いることは事実です。家族のあり方が多様化する今、最高裁判決の趣旨を踏まえて議論を進め、適切な法的選択肢を用意することは、国および国会の責務であると考えます。

よって、国においては、民法を改正し、選択的夫婦別姓制度を法制化することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和2年3月 日

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣 様

北海道河東郡士幌町議会議長 秋間 紘一